

令和4年度 海陽中学校グラウンドフェンス設置工事

図 番	図 面 名 称
A - 01	特記仕様書-1
A - 02	特記仕様書-2・付近見取図
A - 03	配置図
A - 04	平面図(改修前後)
A - 05	既存レベル図
A - 06	断面図(改修前後)
A - 07	フェンス詳細図(参考図)

I. 工事概要

- 1. 工事名称 令和4年度 海陽中学校グラウンドフェンス設置工事
- 2. 工事場所 徳島県海部郡海陽町大里字松原34番地83
- 3. 敷地面積 m²
- 4. 工事種目 工事内容：既存コンクリートブロック塀解体、目隠しフェンス新設
- 5. 工期 工事完成年月日は平成 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和4年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)</p> <p>を有したものを選定すること。</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験の有するものとする。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)等</p>
2. 工事関係図書	<p>◎施工に先立ち、実工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p>
3. 安全衛生管理	<p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p>

1章 一般共通事項

項目	特記事項
3. 安全衛生管理	<p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンストラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則木材を用いた木製品を使用するものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。</p> <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>
4. 工事現場管理	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>
5. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p>

1章 一般共通事項

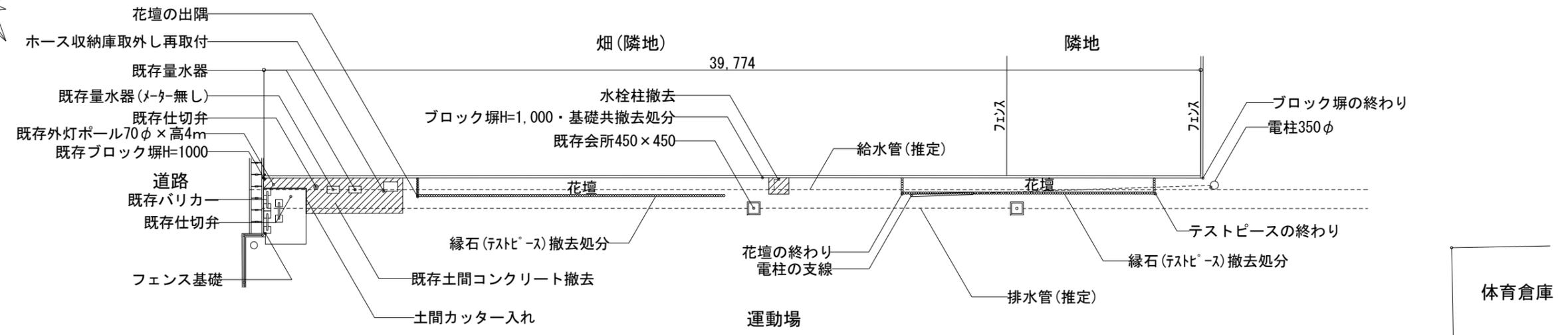
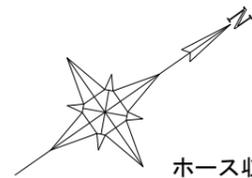
項目	特記事項								
8. 技能士の適用	◎技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。								
9. 設計変更箇所確認	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。								
10. 工事検査及び技術検査	◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。								
11. 完成図等	◎提出書類 ・竣工図(製本3部)(A3) ・工事写真(写真帳1部(着手前・工事中・竣工)) ・使用材料一覧表(1部) ・保全に関する資料 ◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真的確に確認できること。 ◎工事写真の撮影は、建設大臣官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁官庁「営繕工事写真撮影要領」によること。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
	区分	サイズ							
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
12. 瑕疵補修	◎工事完成撮影は、専門家によらないものとする。 ◎徳島県公共工事標準請負契約約款第41条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(2年)とする。 ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。								

2章 改修仮設工事等

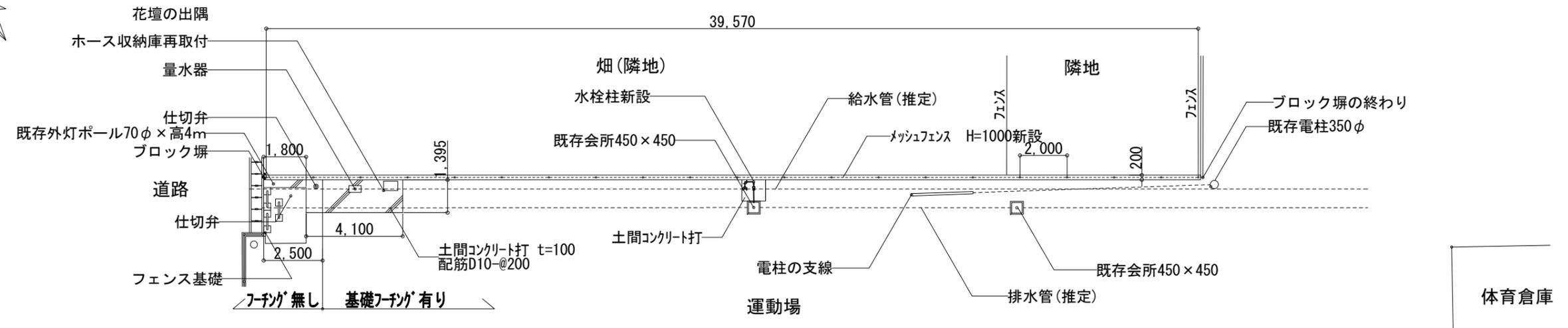
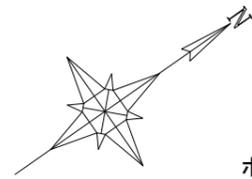
項目	特記事項
1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. 仮設足場	◎脚立足場 H=1.8m
3. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用(出来ない)。ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用(出来ない)。ただし、施設管理者と協議すること。
4. メッシュフェンス工事	◎AR-A1500-MS V0=38m/s 地表面粗度区分(Ⅲ) 製作所：朝日スチール工業(株)同等品以上とする。



附近見取図 1/10,000

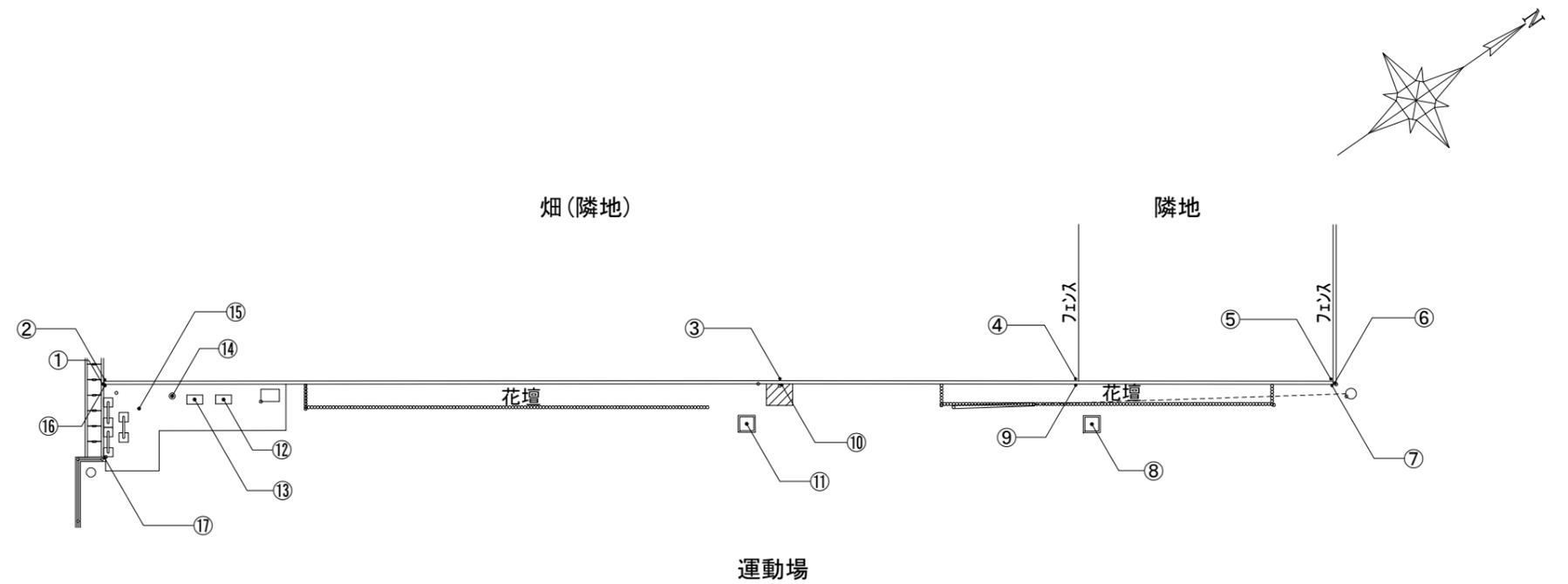


改修前平面図 1/200

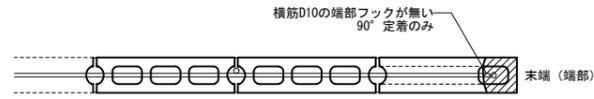


平面図(改修後) 1/200

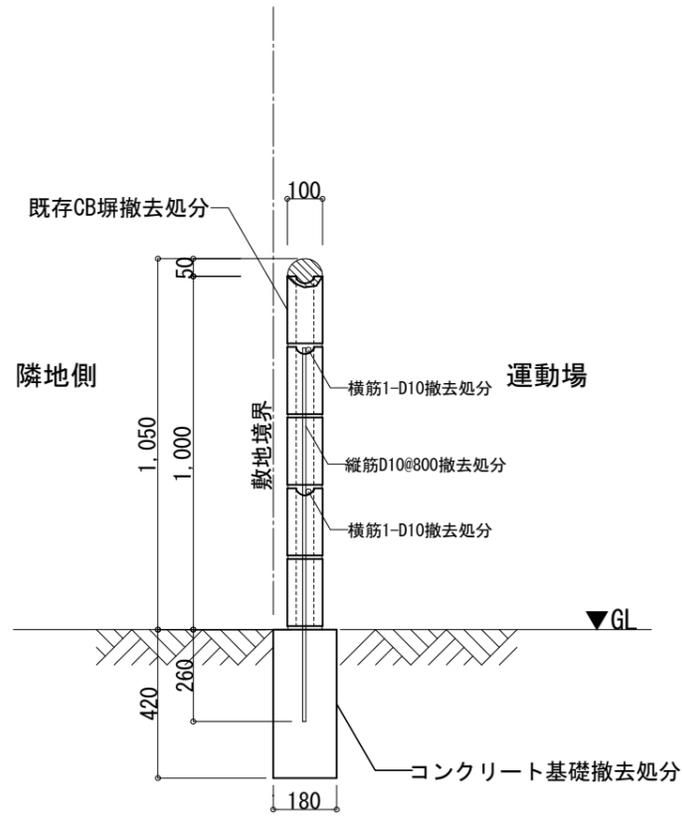
レベル表			位置
記号	1320	←基準高	①側溝天端
①	1320	0	側溝天端
②	1258	62	畑(道路側)
③	1232	88	畑(立水栓部)
④	1170	150	畑(フェンス横)
⑤	1050	270	畑(既存フェンス横)
⑥	614	706	フェンス基礎高
⑦	1165	155	“(電柱横地盤面)
⑧	1345	-25	会所天端
⑨	1220	100	畑フェンスの運動場側
⑩	1230	90	立水栓部土間天端
⑪	1280	40	会所天端
⑫	1115	205	量水器天端
⑬	1115	205	量水器天端
⑭	1305	15	仕切弁
⑮	1296	24	仕切弁
⑯	1320	0	道路際土間天端
⑰	1135	185	道路側既存フェンス基礎天端



既存レベル図 1/200

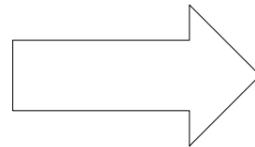


ブロック塀 平面図 1/10

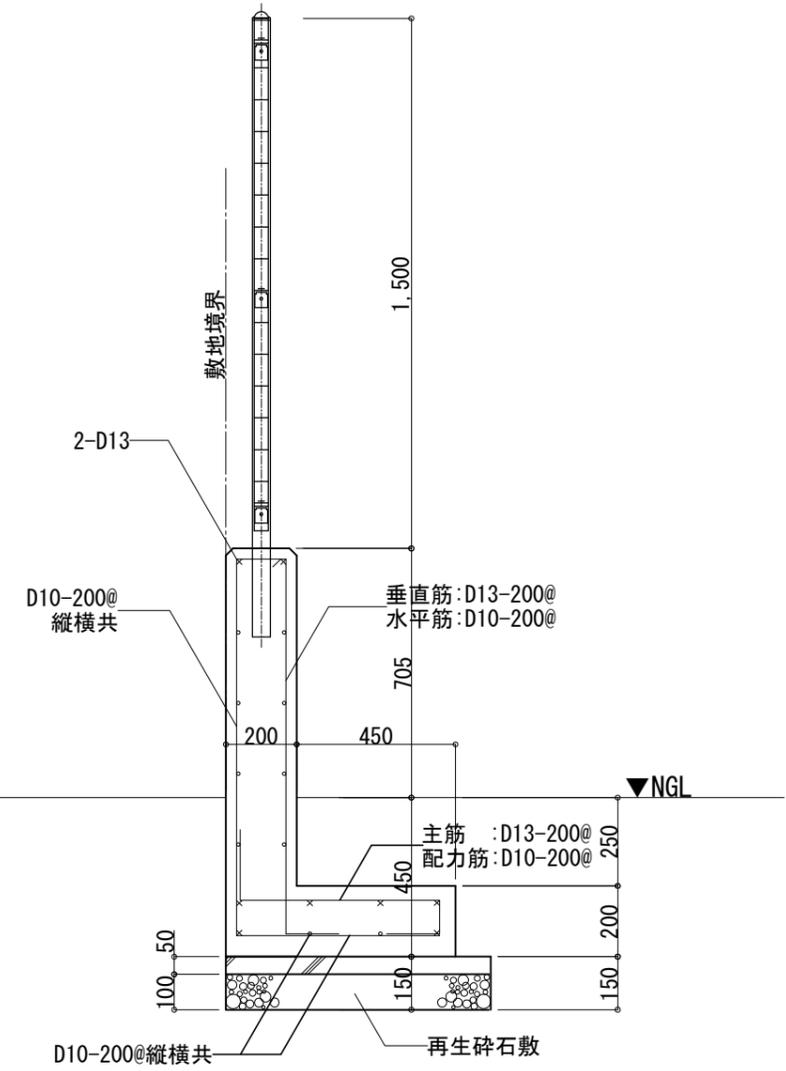


既存ブロック塀 断面図 1/10

改修前

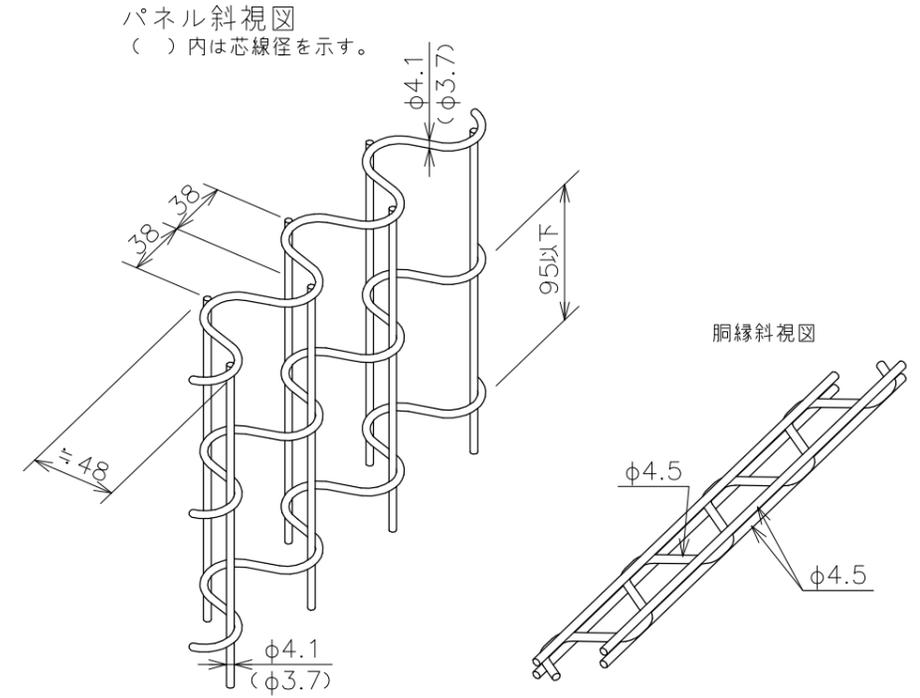
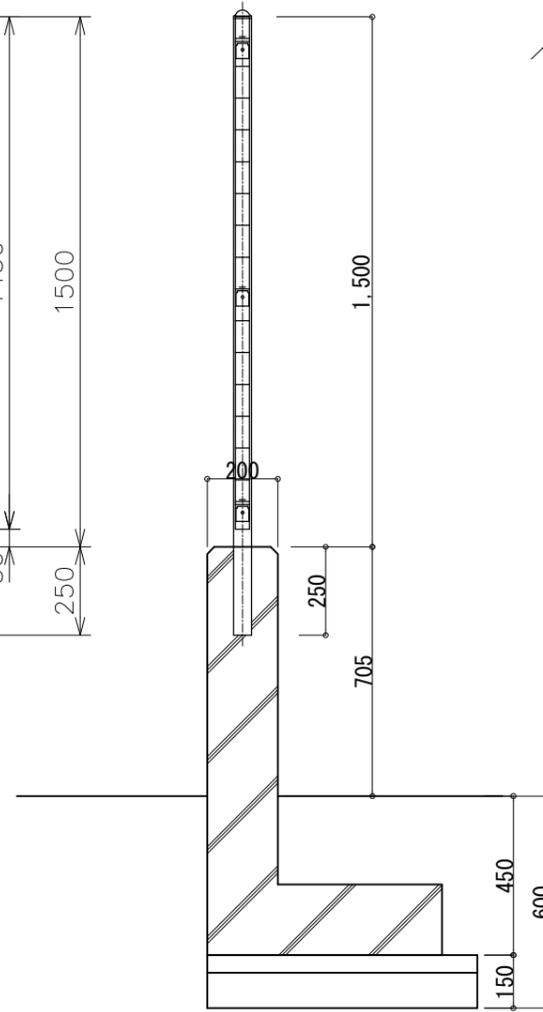
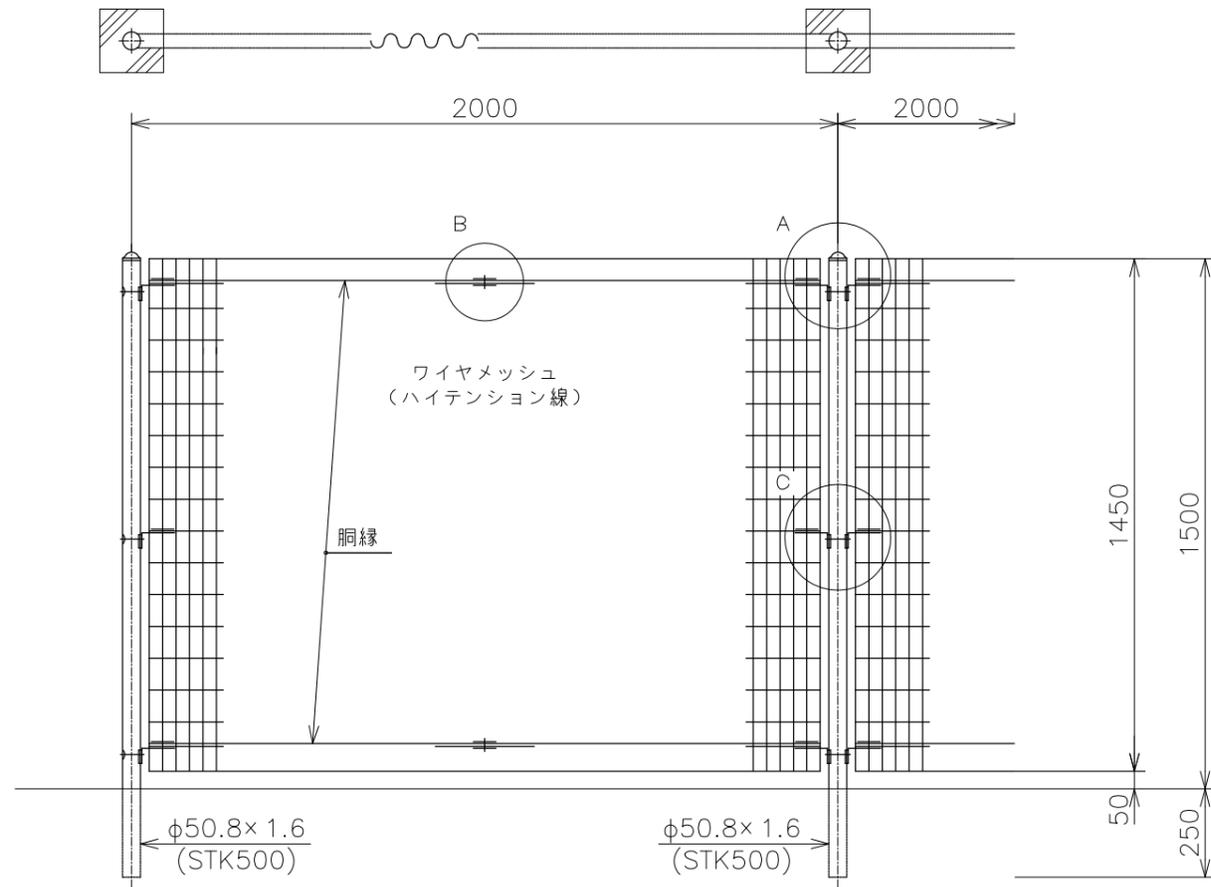


改修後

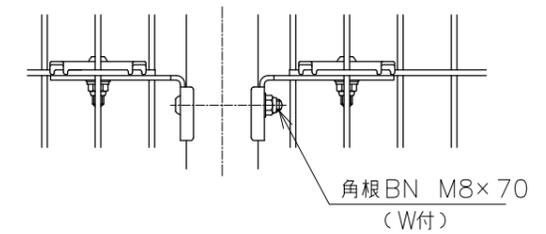
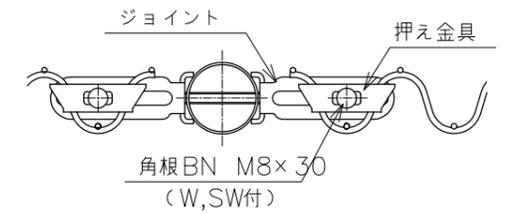


フェンス 断面図 1/10

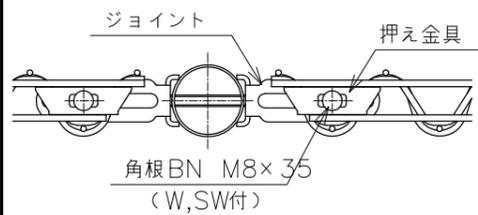
AR-A1500-MS S=1:20
 (昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力 GL+0m に依る)



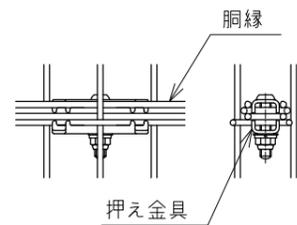
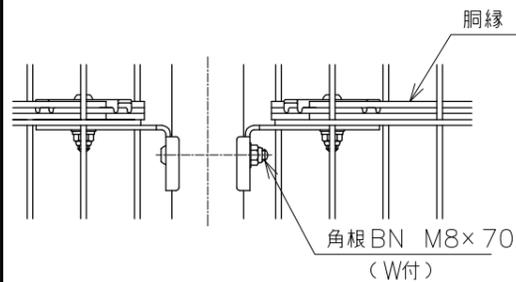
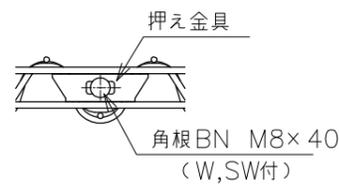
C部取付図 S=1:5



A部取付図 S=1:5



B部取付図 S=1:5



設計条件
 設計荷重・・・昭和57年改正の建築基準法・同施行令に基づく風圧力に依る。
 基礎条件・・・長期許容地耐力 98kN/m² (10t/m²)

- 備考
- 外装について
 - 主柱
 - パネル取付金具類
 - ワイヤメッシュ
 - 胴縁
 - ボルト、ナット
- ・・・亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
 - ・・・亜鉛めっきの上高耐候性樹脂粉体塗装
 - ・・・溶融亜鉛めっきの上防錆着色処理

参考図